

- 国の指示のもと、都道府県の協力により、市町村において予防接種を実施。
- 市町村では住民向けの接種体制を構築し、接種を希望する方は原則、居住地（住民票所在地）の市町村で接種を受ける。
- ワクチンの接種場所は、医療機関、市町村が設ける会場いずれでも実施できる。
- ワクチンは複数回分が1バイアルとして供給されることなどから、受託医療機関や接種会場ごとの接種可能人数を可能な限り多くする必要。

実施主体と関係者の役割分担

- ・厚生労働大臣の指示のもと、都道府県の協力により、市町村において予防接種を実施する。
- ・国・都道府県・市町村の役割分担については、主導的役割を果たす国、実施主体としての市町村、広域的な視点で市町村を支援する都道府県といった役割分担を基本として、接種体制・流通体制を速やかに整備する。

接種場所の原則と例外

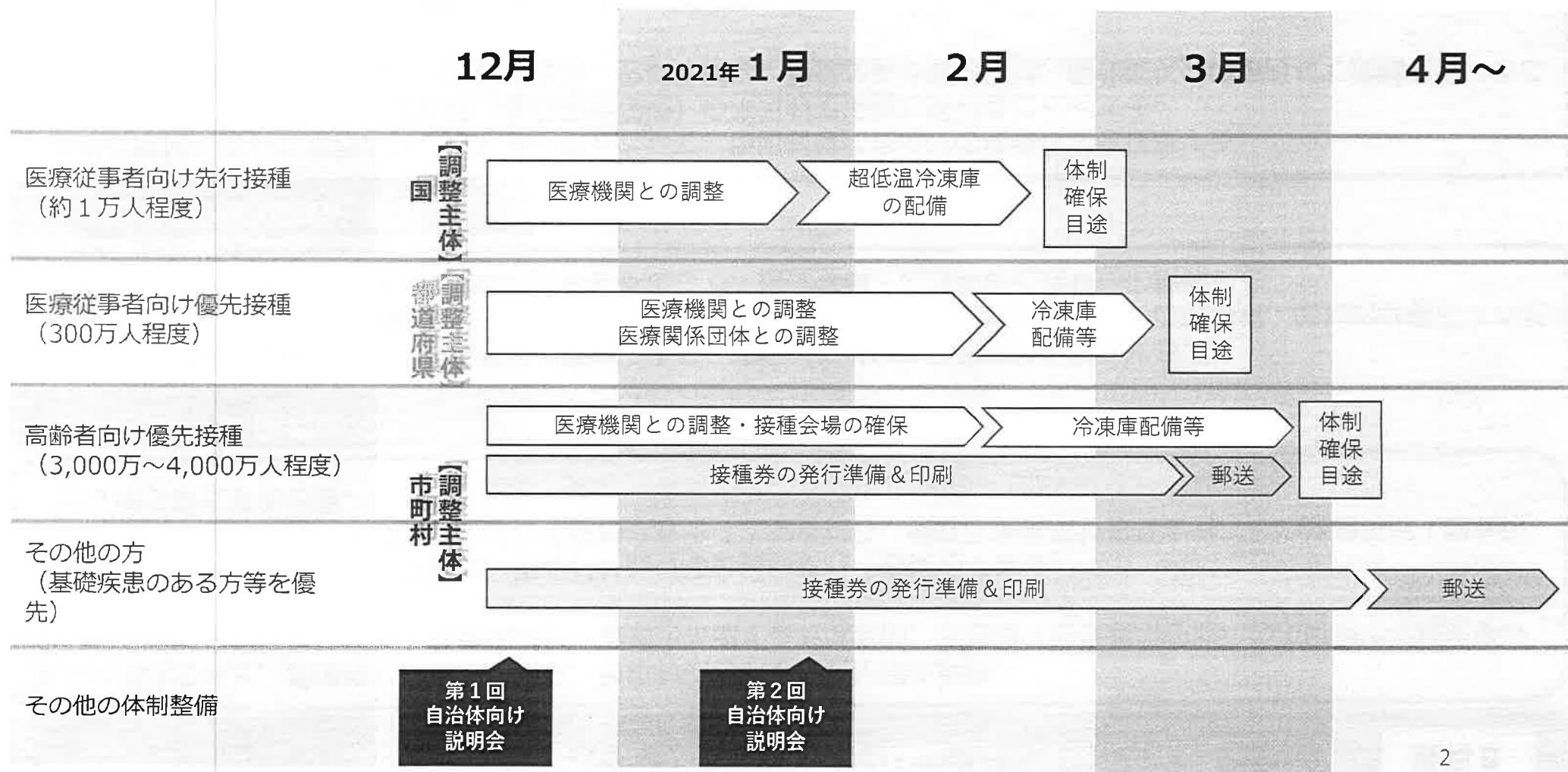
- ・身近な地域において接種が受けられる仕組みとして、市町村は住民向けの接種体制を構築する。
- ・接種を希望する方は原則、居住地（住民票所在地）の市町村で接種を受けることとする。
ただし、長期間入院又は入所している方等、やむを得ない事情がある場合には、居住地以外の市町村で接種を受けることができるとする。

接種会場や接種方式

- ・ワクチンの接種場所は、医療機関、市町村が設ける会場いずれでも実施できる。
(契約方式は、医療機関への委託契約、自治体直営のいずれでも実施できる。)
- ・ワクチンは複数回分が1バイアルとして供給されることなどから、受託医療機関や接種会場ごとの接種可能人数を可能な限り多くする必要がある。

新型コロナウイルスワクチンの接種体制の構築（スケジュールのイメージ）

- ワクチンが承認された場合に速やかに接種が可能となるよう、ワクチン接種の優先順位を踏まえ、都道府県・市町村と連携して、接種体制を整える。



出典：厚生労働省「新型コロナウイルスワクチンの接種体制確保に係る自治体説明会（第1回）」資料